

個人情報取扱特記事項

市立加西病院（以下「甲」という。）と請負業務（以下、「業務」という。）に関する契約を締結する〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、当該業務を遂行するにあたり、個人情報の取扱いについては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（条例等の遵守）

第1 乙は、業務を遂行するにあたり、取り扱う個人情報については、別に定める「加西市個人情報保護条例」及び「個人情報保護法」を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（収集の制限）

第2 乙は、この契約による業務を遂行するために、個人情報を収集する必要があるときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・第三者への提供の禁止）

第3 乙は、この契約による業務を遂行するにあたり、直接又は間接に知り得た個人情報を甲の承諾なしに契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第4 乙は、この契約による業務を遂行するにあたり、直接又は間接に知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（廃棄又は消去）

第5 乙は、この契約による業務を遂行するにあたり、直接又は間接に知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（秘密の保持）

第6 乙は、この契約による業務を遂行するにあたり、直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を遂行するために、甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（業務従事者への周知）

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して、直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を遂行するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第10 甲は、乙が契約による業務を遂行するにあたり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。